

－ 自賠責保険の取扱いに係る特別措置のご案内(台風 9 号) －

国土交通省九州運輸局より自動車検査証の有効期間が伸長される旨の発表がありました。

<2020 年 9 月 28 日発表>

[自動車検査証の有効期間の伸長について](#)

(国土交通省九州運輸局ホームページ掲載)

これに伴う自賠責保険の特別措置の内容は以下のとおりです。

<伸長対象地域>

長崎県佐世保市高島町

●対象車両

1. 車検対象車

自動車検査証記載の有効期間の満了日が 2020 年 9 月 2 日から高島町島外への自動車の航送が可能となった日の 2 週間後の日までの自動車に付保された保険契約であり、2020 年 9 月 2 日から高島町島外への自動車の航送が可能となった日の 2 週間後の日の翌日までに保険期間の終期が到来する保険契約については、同一車両に係る継続契約の締結手続を、高島町島外への自動車の航送が可能となった日の 2 週間後の日の翌日を限度として、これを猶予します。

2. 車検対象外車

2020 年 9 月 2 日から高島町島外への自動車の航送が可能となった日の 2 週間後の日の翌日までに保険期間の終期が到来する保険契約については、同一車両に係る継続契約の締結手続を、高島町島外への自動車の航送が可能となった日の 2 週間後の日の翌日を限度として、これを猶予します。

特別措置の内容

対象		使用の本拠	車検期間 の伸長	契約手続猶予	保険料払込猶予
車検対象車	・ 今回の災害で被災されたご契約者 ・ 今回の災害で被災した保険会社、代理店・扱者の取扱うご契約者	車検伸長 対象地域内	有	○	○ 2020 年 11 月 30 日 まで
	・ 今回の災害の復旧に派遣された警察、自衛隊、電力会社等の職員	車検伸長 対象地域外	無	×	

	・ その他弊社が適用妥当と判断する方				
	上記以外	車検伸長対象地域内	有	○	○ 2020 年 11 月 30 日 まで
		車検伸長対象地域外	無	×	×
車検対象外車	・ 今回の災害で被災されたご契約者 ・ 今回の災害で被災した保険会社、代理店・扱者の取扱うご契約者 ・ 今回の災害の復旧に派遣された警察、自衛隊、電力会社等の職員 ・ その他弊社が適用妥当と判断する方	—	—	○	○ 2020 年 11 月 30 日 まで
	上記以外	—	—	×	×